（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部改正）

第四条　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（許可の申請手続）	（許可の申請手続）
第一条の二　（略）	**第一条の二**　（略）
2　法第五条第三項の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。	2　法第五条第三項の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。
一　申請者が法人である場合にあつては、次に掲げる書類	一　申請者が法人である場合にあつては、次に掲げる書類
イ　（略）	イ　（略）
ロ　法人の登記事項証明書	ロ　登記事項証明書
ハ～ト　（略）	ハ～ト　（略）
チ　労働者派遣事業に関する資産の内容を証する書類及び建物の登記事項証明書その他の当該資産の権利関係を証する書類	チ　労働者派遣事業に関する資産の内容及びその権利関係を証する書類
リ～ヲ　（略）	リ～ヲ　（略）
二　（略）	二　（略）
3　（略）	3　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。